

参 考 資 料

- ・ みえ森と緑の県民税条例の施行状況検討に係るスケジュール 1
- ・ 全国植樹祭の招致に関する検討 2
- ・ みえ森と緑の県民税条例 4
- ・ みえ森と緑の県民税基金条例 5
- ・ みえ森と緑の県民税評価委員会条例 6
- ・ 令和4年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録 7

「みえ森と緑の県民税」第3期に向けた制度見直しのスケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度						第2回評価委員会 意見聴取結果の提示		第3回評価委員会 継続・見直しの 論点整理		第4回評価委員会 素案の検討		
				県民・団体、市町等からの 意見聴取					素案作成	市長会・町村会、 県議会常任委員会		中間案作成 主要首長 素案説明
令和5年度	第1回評価委員会 中間案の検討			第2回評価委員会 最終案の検討	第3回評価委員会 最終案の検討・答申						第4回評価委員会 次期制度の説明	
	市長会・町村会、 市町担当者、関係団体 県議会常任委員会		市長会・町村会、 首長 関係団体 県議会常任委員会				知事から 県議会 最終案説明					

令和2年度第3回評価委員会資料

全国植樹祭の招致に関する決議

全国植樹祭は、我が国の社会経済情勢や森林・林業をめぐる情勢が変化する中で、自然環境の保全、森と人との共生など、それぞれの時代に即したテーマを掲げてきており、緑豊かな国土を形成していく上で重要な役割を果たしている。

本県では、昭和55年に「緑と太陽 豊かなくらし」をテーマに全国植樹祭が開催されて以来、40年以上が経過し、生活様式の変化や山村の過疎化の進行などにより、私たちの暮らしと森林との関わりが次第に希薄化し、森林資源の循環利用を支えてきた林業も大きな影響を受けるなど、本県の森林を取り巻く状況は大きく変化している。

先人により守り育てられてきた緑豊かな自然を次世代へと引き継ぐことは、現代に生きる私たちの使命であり、こうした中、全国植樹祭を再び本県に招致することは、森林や身近にある緑の大切さや、森林からつながる川や海、そこで育まれる多様な生物などの豊かな自然からもたらされる恩恵を享受し、古くから木に親しみ営まれてきた県民の暮らしを見つめ直す機会となる。そして、地球温暖化の防止など森林の持つ多面的機能の下、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりにより、緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める上で極めて意義深いものがある。

よって、本県議会は、全国植樹祭を本県に招致することを強く求める。

以上、決議する。

令和2年12月21日

三重県議会

令和3年度第3回評価委員会資料

1 全国植樹祭の一般的なスケジュール（令和13年度に三重県で開催する場合）

区分	開催5年前 (R8)	開催4年前 (R9)	開催3年前 (R10)	開催2年前 (R11)	開催前年 (R12)	開催当年 (R13)
年度						
主な動き 国土緑化推進機構との事務手続き等	開催意向表明	開催申出書提出 開催県内定	開催県決定	「基本計画」 決定	開催日決定	全国植樹祭 開催
大会実施組織体制		準備委員会		実行委員会		
各種計画の検討策定		基本構想 〔開催理念・開催内容・開催場所・規模等の基本的方針〕	基本構想 〔式典植樹行事計画、式典演出等構想、会場整備計画、宿泊輸送等計画、記念事業、広報PR計画、荒天計画〕	基本計画	実施計画 〔基本計画内容の詳細計画〕	
開催準備事務 式典・植樹行事準備 会場整備・大会運営準備 広報・啓発活動等実施		開催方針、会場候補地、規模、式典・植樹行事の基本的な考え方、啓発活動・広報計画、植樹樹種	大会テーマ等の募集、式典・植樹行事計画、大会運営計画、会場整備、啓発活動の実施等		式典・植樹行事の詳細計画、宿泊輸送・大会運営の詳細計画、会場整備、広報・啓発活動の実施等	
みえ森と緑の県民税基金事業	第3期みえ森と緑の県民税基金事業 (R6～R10)				第4期みえ森と緑の県民税基金事業 (R11～R15)	

2 想定事業費 約8億円（平成30年度開催第69回全国植樹祭福島県実行委員会収支）

みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会
議事録

開催日程：令和4年8月29日(月)13時30分から16時30分まで

開催場所：アスト津 4階 アストホール

出席委員：10名

石川 知明	委員長
三田 泰雅	副委員長
上ノ坊 淳	委員
大浦 由美	委員
新海 洋子	委員
林 拙郎	委員
藤井 恭子	委員
松井 寿人	委員
矢田 真佐美	委員
吉田 正木	委員

1 開会

2 あいさつ（農林水産部長 更屋）

3 議事

（司会）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員10名中、会場参加6名、ウェブ会議システムによる参加4名、合計10名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（委員長）

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただき、ありがとうございます。

議事に入りますが、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の流れについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日の委員会の流れについて説明をさせていただきます。

(説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

(委員長)

それでは、1つ目の議事「令和3年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価」の審議に入らせていただきます。

まず、「令和4年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会での意見」について、説明をお願いします。

(事務局)

(資料2を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

一昨日なんですけども、私、菰野の遊歩道を見てきまして、反省としてもっと早く見に行くべきだったなというふうに思ってます。

この資料には延長177メートルとありますが、スマートフォンのアプリでは200メートル弱で、片道三分弱ぐらいの距離でした。今回の資料を見ると、全体で9,000万円ぐらいの事業費、そのうち県民税が5,400万円使われてるということで、5,400万円が200メートル弱の遊歩道に使われたということになります。

それから、その構造等を見ると、山側の平地のところに作れば、さほどの構造物がいらないところを、かなり大掛かりな構造物を作っています。また、木道というふうに理解してましたが、そもそも木道ではないと、鉄骨造と併せて、木材をまぜた樹脂を使ってるということで、当初のイメージからすると全然違ったなという印象を持ちました。

そこに対して、県民税5,000万円を使ったというのに対して、自分は厳しめの

評価をつけてきたつもりだったんですけども、それでも、それほどの指摘がなされずにきたことに対して、少し反省を持っておりまして、本当にこの事業が適切なものなのかというのは自分の中でも納得がいかないというような感想を持ちました。

ちなみに、入口のところには大きな枝が2本落枝しておりまして、そのままでは車椅子が通れない状況でしたので、撤去してきました。私は、通行人数等については、そこに荷重を超えるような人が来るとは到底思えないので、懸念をしていますが、例えば、落枝の危険というのは十分ありますし、そういったことの警告はございませんでした。情報発信について、のぼりで表示したということで評価としてはBにしたかと思うんですけども、現地にはのぼりもなくて県民税を使ったという記載は1つも見つけることができませんでした。

実際に見てきたものですから、自分がつけてきた評価もふまえて、もう少し早く現地を確認しておくべきだったなという感想を持ちました。

(委員長)

ありがとうございます。

私も2期目の委員になりますが、当初は現地を見せていただく機会があったと思うんですけど、コロナの関係で実施できていないということで、そういう機会を持てるのであれば、確認すべきところは現地を見に行くといった機会を持っていただくのも有効かと思えます。

(委員長)

次に、「令和3年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価」について、事務局から説明してください。

(事務局)

(資料3を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(委員長)

それでは、評価・提言(案)について事務局から説明してください。

(事務局)

(資料4を基に、災害緩衝林整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、土砂・流木緊急除去事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、森林情報基盤整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、森林教育体制整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

全体的に、非常にやわらかい評価・提言だなと思っているのですが、もう少し厳しめであっても評価委員会としてはいいんじゃないかと思います。この事業に関しては、効率性と情報発信度がC評価ですが、その部分に対して、何もふれてないように思います。何かコメントを書いたように思うのですが。

(委員長)

事務局で評価・提言案を作成する際に、漏れ等はなかったでしょうか。

(事務局)

実際には、実施した事業の効果検証それから成果、効果の可視化、県民への周知理解促進ということ意見をいただいております、ご指摘の通り、ちょっと周知とか情報発信のところについての記述が足りてないと思いますので、その部分についてもう少し踏み込んで、記載するべきかと思っております。

(委員)

後でも出てくるんですけど、私、今回情報発信にすごくこだわって書いているんです。ロゴマークを付ければいいのか、ホームページに載せればいいのか、SNSにあげればいいのかというレベルではもうなくて、もう少し本当に工夫をして、それぞれやってきたことの成果を広く知らしめる方法を全体で考えた方がいいんじゃないかと思っております。

前にキャンペーンをしたらどうですかという提案をしてるんですけど、やはり県民の皆さんが実施している内容を余りにも知らなすぎるので、事業の効果をきちっと知らせていく工夫、県民税への理解とか、県民税の意味とか、これがないとなぜいけないのかということを知っていただくための、何か情報発信が必要ではないかという意味で意見を出しています。皆さんどう思われますか。

(委員長)

県民税も第2期も終わりかけていて、こういうことをやりました、県民税使ってます、それだけでは駄目な時期に来てるんじゃないかと思っております、どういう効果があったかということまで、何か成果として書いて欲しいなというのは他のところにも記述させてもらいました。

(委員)

第1回評価委員会で意見のあった内容も加味してもらいながら、記述してもらおうと良いのかなと思っております。ただ、こちらの方にも、情報発信についてあまり書いてございませんので、そういったところも少し検討していただきまして、評価・提言のところに、加筆していただければと思っております。

(委員長)

確かに、Cの評価がついてるというのは、Cの評価になった理由、それから、こうあるべきであるという記述が必要かと思imasるので、加筆・修正をお願いします。

(事務局)

(資料4を基に、みえ森づくりサポートセンター運営事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、森林教育施設整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

自分たちの事業を通して、県民税の意味とか、地域がこう変わったとか、それに参加された方がこう変わった、というところまで発信をしないと伝わらないように思っています。そこが弱いので、もう少しきちっと書いて欲しいなと思います。

先ほどの第1回評価委員会におけるご意見のところ、委員長がおっしゃったのは、県民税導入からある程度の期間が経過し、税自体の普及の時期が終わるところだと感じておりっていう、この一文に誤解があるような気がして、税自体の普及の時期が終わるんじゃなくて、税自体の普及だけは終わって普及プラスアルファ深めて欲しいってことだと思います。

(委員長)

次のフェーズというか、場面になっているということですね。単に、県民税使いましたというのぼりを立てるとか、ステッカー張るっていう時期はもう終わったでしょうと。

どういう情報発信ができてというのが次の段階で、その次に、その情報発信でどれだけの効果が出たかというところ、そこまで検証していく必要があるとい

うことかと思えます。

そのあたりのニュアンスを加えていただけたらということですが、すけれどもいかがでしょう。

(事務局)

文言としましては情報発信を強化し、というその強化の文言に思いを込めたつもりではあったんですけども、発信した結果がどうなのかっていうところもちよっと踏み込んでいうところですかね。それがどう伝わったのかというあたり。

(委員)

情報の内容ですよね。情報の内容の質が変わるってことを書かない限り、ステッカーを何枚はりしましたではなくて、事業の内容や効果を発信するということです。

(委員長)

例えば、私が今回の評価で少しコメントさせていただいたのは、学校内の危険木を伐採しましたという事業がありましたが、県民税使いました、危険がなくなりました、それが第一段階だと思います。

次の段階は、なぜ危険な状態になったのかとか、森林の管理、樹木の管理の大切さ、そういったところまで関心を持ってもらいたい、そういう時期にきてると考えています。道沿いの危険木もそうです。危険がなくなったというのはそうなんですけど、じゃあ適正な森林管理をしていればどうなのか。

そういった部分を情報として入れていく時期ではないのかと私個人としては感じています。

何かご意見とかありましたらお願いいたします。

(委員)

今年度から、班分けをして事業を分担したので、昨年度までは何人か厳しい意見をつける人がいても、人数が多いので薄まってB評価になって、全部Bになるからあまり意味がないよねという議論だったと思います。今年度からは人数が減った分、厳しく評価される委員が集まるとC評価になる。そういった理由でCになったのか、改善すべき事項が多くてCになったのか、そういった議論をしておかなければいけなかったのかなと思います。

(委員長)

C評価は増えてるんですね。

今年度の評価では、どれくらい増えたんですか。

(事務局)

資料3の1ページをご覧ください。

こちらをご覧くださいますと、この資料3の1ページの下の表ですね。評価ABCごとに、個数が書いてありますが、括弧書きの数字が、令和2年度の数、裸書きが令和3年度の数になっております。

AとCの評価計の欄を見ていただくとわかりますように、括弧書きの数字より裸書きの数字の方が多くなっているという状況です。

委員おっしゃったように割り算する人数が減ってきたところで、メリハリがつくという結果になったというところがございます。

(委員)

その上で、C評価がついた事業があるということは、委員から何らかの指摘事項があってC評価になっていると思われまますので、それをやりとりする場は必要だったのではないかと思います。また、去年から評価が下がった事業についても、前回取りあげて、本当は議論しなきゃいけなかったのではないかと思います。

(委員長)

取り上げて議論をする事業を何にするかというのは、各班からあげてくるというルールで今回はやったわけですね。そのあたりは昨年とは違いがあるということ、それから、A評価、C評価ともに増えているということから、今回各班で抽出をしてくる際に、C評価のものから、取り上げられなかったものが増えたということになるかと思います。

今回初めて、この方法で評価しましたので、C評価が増えたということをふまえて、来年度、どうしていくかは事務局の方で検討いただけたらと思います。

(委員)

教育に関する事業にC評価が2つあって、昨年度からも下がっている。私、教育のところ担当だったので、多分評価の仕方がそぐわないのだろうと感じています。教育だったらどういう教育効果があったのかとか、人材育成だったらどういう人材育成の効果があったのか、というところを見ていますが、それがなかなか、有効性以外の効率性、公益性、情報発信度という評価にそぐわないのかなと

感じながら評価をしていました。

このままでは、教育関係の事業の評価はなかなか上がらないと思っています。つまりここが上がるような評価システムになってないし、ここが上がるように実績を書いてくださいということになってないと思います。

もう一つ私が書いたのは、受益者に対する効果というところをしっかりと書いてもらう必要があるんじゃないかという部分です。特に教育の部分とか人材育成の部分は、そのサービスを受けた人たちがどう思ったかとか、どういう変化があったかということによって、私たちは効果を見て採点するしかないですから。そこをしっかりと書いてくださいということはコメントしたと思うんですけども、そういうところを押さえていかないと評価は上がらないと思います。

(委員)

普段から森林教育に携わっている立場から言うと、市町の他の事業等に比べて、森づくりサポートセンターの事業や県の実施している事業が、情報発信について劣っているとは思いません。今のままで十分だという意味ではないんですが。

ここで、他の事業も含めて、森林教育関係の事業に厳しい評価がどんどんつくると、市町とか県は、厳しい評価つくからやめとこうとなることの方が、私は懸念を持っています。

どういう成果をどう書き込んだらよいのか、そこはこの委員会でも議論して、もう少し示さないと、県や市町がどのように書いたらいいのか、なかなか難しいのではないかと思います。

(委員長)

今おっしゃっていただいたように、どういった観点で評価してるかということとは、きちんと伝えていく必要があるかと思います。

以前は、のぼりを立てる、ステッカーを貼るということでOKだったものが、それがだんだん通用しなくなってくる。税導入から9年が経過する中、もう少し先を見ていきましょうというのであれば、そういった情報をこちらも出さないといけないと思いますので、そのあたりは事務局の方とも相談して、少し検討させていただけたらと思います。

(委員)

情報発信度の中に、何を書くかという話だと思うんですけど、事業の有効性について、この事業にはこういった効果がありますよということを書き込んでもらう。単にこういうことをしただけでなく、有効性がこれだけありましたと

いうことをアピールしてもらおうとよいと思います。

(委員長)

今回の意見もふまえて、少し検討いただければと思いますので、よろしく願
いします。

(事務局)

(資料4を基に、生物多様性推進事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、森林とふれあう自然公園環境整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員長)

公益性でC評価がついているのに、それに対するコメントがないのはどうか
とは思うんですけど。

(委員)

公益性のところでCがついてるということは、意見をしていただいた委員が
いらっしゃると思います。私はちなみにこれの担当だったんですけど、公益性に
ついて私は高い評価をつけたので、そんなにそこは引っかけからなかったです。

(委員長)

Cをつけた委員のコメントは確認できますか。

(事務局)

配布した資料では、そういうものがないんですけども、委員さんから評価い
ただいたときにいただいたコメントを事務局の方でまとめておきまして、公益
性についてのコメントとしましては、「何に使われたのか不明瞭だ」というコメ

ントが書いてございます。もう一つは、「整備された施設は多くの方が利用でき、公益性も高い」となっております。

(委員長)

それは同じ委員から、別々の委員から？

(事務局)

別々の委員からです。

(委員長)

不明瞭なのは、経費なんですか、イベントなんですか。

(事務局)

そこまで具体的には書いてありません。

(委員)

推測ですけど、県の事業については、予算の内訳が分かる資料がついていないものが多いので、それが理由ではないでしょうか。

(委員長)

コメントを書かれた方、ご記憶はありますか。

(委員)

私なんですけど、そのように確かに書いてるんですけど・・・。

(委員)

多分ですね、事業予算を750万円近く使っていて、自然体験ツアーが10回で森林教育イベントが3回しかしてないと。私も引っかけたので、多分それで事業の中で何に使われたか分からないということをおっしゃられたんじゃないかなと思います。

(委員)

そうですね。

(委員)

写真を見ると催しのところで、かなりいろいろな資材が使われて、整備もされ

てますので、そういう意味では資材代も必要だったのかなと判断したんですけど、確かに経費内訳の記載がないので、わからないといえわからない。

(委員長)

適正に使用はされているけれども、それがわかるような記述がされてないということですね。結局、それでC評価になってるのであれば、「経費の内訳が分かるように実績を記載する」というコメントを入れていただけたらと思います。

(委員)

私がコメントを書いたのですが、私も一般人なので、主婦感覚として、この事業のイベント等への参加人数が125人と62人、この計13回のイベント等に750万円使われるという感覚が、一体何に使われたものだったのかが見えないので、そこを評価に表したと思います。

(委員長)

それについては、写真を見ると、なかなか材料費にかかっていると推測ができるのですが、そのあたりはきちんと記述をして欲しいということになると思います。

(委員)

公益性の指標には、受益人数は妥当かとか、幅広い県民が受益を得られる取組であるか、といった視点が書いてあるが、187人の人たちを対象にして、事業費が750万円というのは公益性があるのかと問われたら、公益性は低いのではないかということかと思えます。

写真では、資材にかかっていると判断できるかもしれないけど、それで公益性が高いとは思えないので、ストレートには書けないかもしれないけれども、C評価がついたということは、その部分をもう少し具体的にアドバイス、提言できるような内容をプラスしていただけたらなと思います。

(委員)

今回の事業では、施設の整備も併せて実施するので、そこを利用する人が安心して施設を使えるようになる。この催しに参加した人ももちろん受益者だし、さらに、これらの施設をこれから使うであろう人も受益者になる。その人数をあげていくと、公益性があるんだなというのは理解できるんだらうと思うんです。

(委員)

今回は少なかったかもしれないけれども、リピーターをふやしていきたいということを書いてあるので、今後、広がっていくようにより工夫をされて、効率性を高めていただきたいといった内容を書いていただければいいんじゃないですか。

(委員)

ひとつ前の事業になりますが、生物多様性推進事業の効率性と情報発信度がC評価となっている点について、評価・提言がこれでよいのか気になります。

(委員)

効率性のコメントは私が書きましたが、この生物多様性事業についても、費用の明細がないので、何にいくらかかったのかちょっとわからなかったものですから、効率性の部分で評価を下げました。その部分については、提言の中に、費用の内訳を明確にするというコメントが入っていますので、私の意図は汲み取っていただいたと思っています。

(委員)

それで納得されてるなら大丈夫です。

(委員)

1つ前の事業と今の事業というのは、どちらも判断するだけの資料がなかったですよということで、C評価になってるものかと思います。生物多様性推進事業については、効率性についてC評価となっている主要な原因というのは、内訳がなかったために効率性が判断できないということです。

それから、森林とふれあう自然公園環境整備事業については、今度は公益性ですが、事業内容を見ると、受益者はイベントの参加者だけでなく、木製遊具とかも一緒に作ったりしてますので、施設の利用者も受益者になる。単にツアーを何回かやって、何人か呼んで、750万円かかったわけではないと、そのあたりを判断できるような資料がなかったということだと思います。この事業についても、効率性や公益性がちゃんと判断できるような資料をつけて欲しいということになるのかなと思います。

(委員長)

結局、評価の項目というか、具体的にどこを評価してるかというところが、ちょっと委員側、県側、市町側で一致してるかどうかということ、それから添付の

資料についても、不備のあるところが多いということになるかと思います。

そのあたりは、きちんと確認をして、こういう視点で評価をしてますということ由市町に伝えていくということにしていきたいと思います。

(委員)

市町の事業については、経費の内訳の資料が添付されるようになったが、県事業にはないものが多い。県の事業も市町と同じような資料の作り方を本来すべきだったんじゃないか、そういうご提案かなという気はします。

(事務局)

(資料4を基に、流域防災機能強化対策事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、森林再生力強化対策事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、災害からライフラインを守る事前伐採事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料4を基に、市町交付金(基本枠・加算枠)事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

ここのB評価は、まとめでの評価はしてましたか。

(事務局)

各市町の事業すべてを平均して評価しています。

(委員)

全市町の事業の平均値ですよ。

各市町の取組の中には、優れた取組あるいはどんどん改善してきてるなという取組もあれば、いくつか議論になっているところもあるんですけども、全事業の平均だとそのあたりが出てこなくて、県事業の評価が非常に厳しいコメントがいっぱいあるのに、市町事業はこのままでいいという感じになってしまっている。

私は文面で結構厳しいことをいくつか書いてるんですけども、その辺は記載がないんですが、市町の取組の中にはちょっと疑問を持たざるをえないような取組があったり、報告書の記載が一式で中身が判別できないものがあったり、非常に一部に偏った使い方をしていたりして、市民全体の利益になってるのかなみたいなことも思ったものですから、そういった指摘はしたつもりだったんですけど、それらはB評価だと全然出てこない。ちょっと、文言として出てきて欲しいかなという思いがございます。

(委員長)

確かに平均化してしまうと、いい部分と悪い部分が分かりづらくなってしまいますね。なかなか、まとめて評価をするということになると、いろんな意見を入れていくというのは確かに難しいんですけども。

(事務局)

そういうこともあるので、市町別総合評価シートにおいて評価委員からの総合的な提言というところを設けさせていただいて、個別にはコメントを載せさせていただくというような形をとっています。

(委員長)

例えば、A評価でいいコメント、それからC評価で改善を求めるコメント、代

表的なものを挙げていただいてもいいのかなとは思いますが、ちょっと今回それを今から入れるというのは無理なことかとも思いますので、次回、改善をしていただけたらと思います。

(事務局)

(資料4を基に、みえ森と緑の県民税制度運営事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

これは、評価委員会が評価委員会を評価するのでしょうか。私は今後の改善策等について意見交換する場が必要であると思ったと思うんですけど、評価委員会のあり方について評価委員がコメントを残すっていう形でいいのでしょうか。

(事務局)

私ども事務局が評価委員会を運営させていただいておりますので、その運営についてのご意見と受けとめております。

(委員)

さっきの話でもう一言入れたいんですけど、市町交付金(基本枠、加算枠)事業の評価の方法、全部B評価になってしまう方法についてです。頑張ってA評価をもらってる市町もあるし、まだ不慣れでC評価のところもあるけど、全てを平均するとB評価になってしまう。今後、市町の取組の評価の方法について、具体的に検討していくことが必要であると、そこまで具体的に書けるかどうか分かりませんが、何かその課題が見えてきたなと思います。

(委員)

市町の各事業については個別に評価をしているので、この市町交付金事業(基本枠、加算枠)の評価は必要ないのではないのでしょうか。

(委員長)

評価の方法について、今の全市町の平均をとるというのは、この事業全体をとらえきれてないということで、今後、その評価方法については検討されたいということですかね。

それと、この何々されたいという提言があった場合は、対応がどうなったかと

いうことはまた出てくるわけですね。

(事務局)

はい。

(委員)

私が言いたいのは、市町交付金（基本枠、加算枠）事業の評価は必要あるのですか、ということを検討してはどうですかということ。これで答申を出すと、見た人はみんなB評価でよかったねって終わっちゃいますよね。

(委員長)

この部分をもう一度、全体を評価するというのも、案としてはあるわけですね。

(委員)

市町交付金（基本枠、加算枠）事業の評価ですけど、平均という受け取り方ではなくて、市町交付金事業というもの、市町で独自の取組やっていただくという事業そのものについて、それを県が交付していることに対する評価、そういう受け取り方なのかなと思っていたんですが。

(委員長)

市町交付金（基本枠、加算枠）事業の評価は、私たちが評価した各市町への点数から出されてるわけですね。ということは、市町に交付したこの事業に対する評価ではなくて、市町が個別に実施した事業を評価してるということですね。

(事務局)

私どもとしては、この市町交付金事業について、県が交付しているこの事業に対してトータルの評価をいただくということでとらえてます。ただ、いきなりこの事業を評価するのも難しいので、その積み上げとして、各市町の様々な事業を見ていただいて、最終的に総合的にどうかというところを答申いただいと。

(委員長)

そうすると、確認ですけれども、この事業への答申の意義というのは、県が市町に出される交付金の評価とされてるわけですね。ただ、その計算根拠になるのは、各委員が、各市町の個別の事業に対して行った評価が使われてるってことですか。根本的な話になってしまうんですけど、それはどうなのでしょう。

(委員)

もし、今おっしゃられたような算出の方法であれば、評価の計算の方法は改善の余地があるかなと思います。評価項目としては必要ではないかと思います。

(委員長)

今の話でいくと、市町の個別の事業に対して評価をした評価と、この市町交付金事業への評価というのは違うんですね。事務局の方はどうお考えなんですか。

(事務局)

市町ごとの個別の評価は評価として行いつつ、各市町が取り組む事業に対して交付金を交付する県の事業そのものについて、評価いただきたいという形になります。そうすると、各市町の事業に対する評価とはまた別で、全体を評価いただくことも今後検討していく必要があると感じているところです。

(委員)

各市町の事業を分担して評価し、それを平均したものを評価としています。各委員が納得のうえであればいいとは思いますが、私は二段階あったなと思っていて、もう一度全体を見て点数をつけてくださいということだったら、もしかしたら違う評価になったかもしれない。

(委員)

県民税条例の施行の状況についてのところで、ご意見させていただこうと思っていたんですけども、今の交付金事業のことについてもそうなんです。いわゆる根本的に、割合のことなど、見直さなきゃいけないことが出てきてるので、今の交付金事業全体のことについても、各市町を評価するのは根本的に評価が違ってくると思います。

ですので、今日結論を出すというよりも、その次の課題という部分になるのではないかと思います。

(委員長)

市町に交付金を交付していること自体がどうなのかという評価です。それは確かに個別の事業の評価とは違うかなと思います。だから、もうちょっと踏み込むと配分にも関わってくる話かと思います。そのあたりは委員の皆さんが、そういう認識でつけておられないのであれば、評価が変わってくるのかなと思

います。確かに評価がそういう意図とは思ってませんでしたというのであれば、このまま答申として出すことができないのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

(委員)

どういう評価基準に基づいて評価しましたということ、どこかに書いてもらえば、これはこれでいいかと思いますが。

(委員)

これは各市町が行った事業の集計ですというようなただし書きを入れるか、この事業だけもう一度、各委員に採点してもらって、事務局がまとめた案を再度確認していただくみたいなことが、もし可能であれば、その方がいいのかなという気がします。

(委員長)

本来の趣旨からすれば、再度評価をするということになるかと思うんですけど。今の各市町の事業の点数を平均した方法だと、趣旨が違うと思いますので、答申はちょっとできないかなと思います。

(委員)

先ほど委員がおっしゃったように、もし差し支えなければこの事業だけ、再評価ということでもいいのかなと思いますが。

(事務局)

この事業分だけ、再度、評価をいただければと思います。

(委員長)

そういうことでもう一度、この事業については、各委員に連絡を取ってください。

(事務局)

(資料4を基に、みえ森と緑の県民税基金積立金事業について説明)

(委員長)

ありがとうございました。

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(休憩)

(委員長)

それでは時間になりましたので、再開したいと思います。

先ほど前半で、委員の皆様方にいろいろご意見いただきました市町交付金（基本枠、加算枠）の答申につきまして、ちょっと私も含めて委員さんの中で、理解されてる内容が異なる点もありましたので、それはきちんと確認をして、再評価をいただくということにさせていただきます。

事務局からメールを送って、各委員の方々に評価していただいて、返信いただくという形にさせていただきます。それから他の事業につきましては、委員の皆様方にいろいろご意見をいただきましたので、それをまとめて、事務局の方で修正案を作っていただいて、それも合わせてメールで委員の皆様方に送ってご確認をしていただくという形をとりたいと思います。

よろしいでしょうか。そうしましたら事務局の方から連絡を取っていただきますのでよろしくお願いをいたします。

(委員長)

それでは、2つめの議事「みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」の審議に入らせていただきます。

「三重の森林づくりに関する県民意識調査」と「みえ森と緑の県民税の施行状況の検討にかかる意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料5-1、5-2を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

県民の意識調査の方なんですけど、調査結果の表示の仕方で、回収状況45.6%を一番上に表示をして、その下に別で、郵送とWEBの内訳を表示した方が分かりやすいと思います。

(委員)

45.6%の回答があったんですけども、回答のなかった 54.4%という数字も見落としちゃいけないのではないかと思います。それだけ森林づくりに意識がないとも受け取れますので、回答がなかったというデータも検討する必要があるのではないかと思います。

(委員長)

私もアンケートのことをよく知ってるわけではないんですけども、一般的なアンケートの回答率というのは 3 割程度と聞いてますので、それからいけば、かなり高い回答率だったのかなと思います。それと、このアンケート用紙の量を考えれば、皆さんよく答えてくださったなと感じています。

(委員)

問 12 のところで、整備前と整備後など写真がついていますが、これは誘導にはならないのでしょうか。これを見て、こんなにお金を使う必要はないという人もいるでしょうけど、例えば、森づくり技術者の育成とか子どもたちに森のことを知ってもらおうという取組に対して、多くの人がいいと思うのではないのでしょうか。写真をつけたのはどうしてでしょうか。

(事務局)

写真をつけた理由については、文字だけだとなかなか分かりにくいだろうということで、説明と併せて写真をつけています。

(委員)

この調査票で重要か重要じゃないかを聞いたら、多くの方は重要って思いませんかね、誘導になりませんかと思って聞いています。

(委員)

私はこのアンケート調査を実施することそのものが情報発信の一環になるのかなと思うので、そういった意味で事務局が工夫をされてらっしゃると評価しています。

(委員)

私は社会調査やってきたものですから、アンケートの誘導というのは結構厳しいものがあるので、でも、これを取ることが情報発信にもつながるということであればいいと思います。

(委員)

この森林環境譲与税は国から県とか市町に配分されてると思います。1つでも構いませんので、県民税とは区分されて活用されてるかと思うんですけども、譲与税の方でこんなことを実施しているというのがあれば、ご紹介していただければと思います。

(事務局)

森林環境譲与税については、代表的には、市町が森林経営管理制度を進めることに活用しています。森林所有者の方が自分の森林を管理できないという場合に、その経営権を市町の方に預けて、市町が代わりにこの譲与税を財源として森林整備をする。また、森林経営に値する、収益を上げられるような森林の場合は、公募して、林業経営を実施したい事業者等に管理をまかせるといった取組になります。

譲与税については用途の幅が広く、森林整備に繋がるような事業であればいいとなっておりますので、例えば、市町独自の森林整備に対する支援や、森林整備に必要な路網の整備、木材利用の推進、林業人材育成なども実施できます。

このように県民税と似た目的があるのではないかとということで、譲与税の導入前に、県民税との棲み分け整理し、周知しているところです。

(委員)

県民意識調査について、情報発信がずっと課題になっているわけなんですけども、例えば、問16に関して、世代別とかで分けた分析というのは行ってますでしょうか。

(事務局)

今の段階では単純集計だけですので、そこまで分析はできておりません。また改めて情報提供できればと考えております。

(委員)

これを拝見すると、最近はSNS、YouTubeが注目されていますが、割合としては、おそらく世代が高かったことも影響して、テレビや新聞、広報誌、いわゆるオーソドックスなメディアで情報を得る人が多かった。これもおそらく世代によって違うのだらうなと思いますので、ぜひそのあたりを分析していただければと思います。

(委員長)

年齢構成見ると、ちょっと年齢が高い方に偏ってるので、テレビ等が優勢になってるのかもしれないですね。

(委員)

問 11 の認知度がいつも問題になりますが、回答の「知っていた」の知っているレベルは人によっていろいろあるのではないかと思います。この部分の解釈が回答される方によって大きく違うんじゃないかと思いますので、どのレベルで知らないのか、そういうことも調査できる設問の作り方にするとよいかと思います。

(委員長)

どのレベルまで知っていたかというのは、確かめた方がいいというご意見ですね。

(委員)

例えば、長野県はすごく認知度が高いと言われていて、県民の中のモニターのうち、7割が名前を知っているそうです。しかし、そのうち75%は、名前を知っているけど具体的な使い道は知らないということで、今の長野県としては、使い道まで知ってる人を7割に上げていこうという目標を立てて、取り組んでいくということです。

こういったことにも注目して、具体的な計画を立てていくと、より効果的な対策を打てるようになるんじゃないかと思いました。

(委員長)

7割という非常に高い値なんですけど、例えばどういう取組をされてるんですか。

(委員)

私もこれ聞いてみたことあるんですけども、知事が非常に力を入れて、テレビ番組に出られる時とかに税の話をするということ、それからテレビCMをかなり頻繁に打ってること、イベント、いわゆるフェアのようなもので必ず発信をしていることですかね。そんなに実施していることは、もしかしたら変わらないようにも思うので、名前だけ知ってるって人は三重県でももっといるかもしれないとも思っています。意外に特別なことをしてるわけではないというか、地道に情報を発信しているという感じなんですよね。

(委員長)

滋賀県は、知事がイベントの時にチェーンソーを持って出てきますね。それがどれだけ意味があるのかわからないですけど、地道な努力ということになるかと思います。ただ、このアンケートでいくと 8 割が県民税を知らなかった、このアンケートで初めて知ったということですので、どこまで知らなかったかというのもあるんでしょうけど、まず名前からでも広めていく必要があるのかなと思います。

こうしたアンケートは質問の順番によって答えが変わってくるというのがありますが、県民税の名前を知っていたという方が 2 割程度に対して、県民税の継続に賛成の方が半分程度おられるということは、このアンケートでも 3 割ぐらいの方がなびいてくれてるのかなというところもあります。これも普及の 1 つということで、機会あるごとに普及に努めていただければと思います。

あと、市町・林業関係団体への意見聴取結果についても何かありましたら、お願いします。

(委員)

県民税に携わってる市町や林業関係団体の意見はすごく重要だと思っています。改定を求める主な意見として、「2 期目 10 年が終わろうとしているが、積極的な市町とそうでない市町の取組姿勢が鮮明となってきた。今後は市町への配分割合を下げ、県が税財源を今までより多く確保した上で、積極的な取組を展開する市町へ県が配分する仕組みに変えていったほうがよいと考える。」といった意見が林業関係団体から出ています。

森林の割合が高い市町と少ない市町があるものの、県民税としてみんなが税を負担するので、県民一人一人にバランスのいいという考えで成り立っているというのは分かります。しかしながら、継続してきた中で、使い道に困っている市町も出てきているのではないかと、市町交付金のチェックをするなかでも感じることがあります。

質問になりますが、個人で 1,000 円を負担していますが、他に県民税に上乗せをしている税はあるのでしょうか。もし、本税だけが上乗せされているのであれば、源泉徴収にそのことを明記すれば、認知度の向上につながるのでしょうか。

(事務局)

県民税は市町の方で集めていただいています。導入時には、市町からの通知書に本税の名前を記載いただくという取組をしていました。それが今も継続してい

るかどうかは把握できてないんですけども。

(事務局)

雇われている方に対しては、6月ぐらいに徴収しますよという緑色の紙がやってきます。そこには、みえ森と緑の県民税 1,000 円というのが書かれております。また、県民税均等割に上乘せされているのは本税のみと認識しております。

(委員長)

その他よろしいですかね。

そうしましたら、先ほどご報告いただいた結果等を踏まえて、第3期に向けて議論すべき内容としては、市町への分配のあり方、そのあたりを論点として取り上げていただければと思います。

それから、アンケートについては、またこうしたアンケートを実施する機会がありましたら、税の認知度について、認知のレベルなども抽出できるような形にしていいただければと思います。

(委員長)

それでは、「その他」の事項ということで、令和4年度事業の計画について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(資料6-1、6-2を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

令和4年度の状況について報告を受けましたけども、県では、各市町の現状、例えば9月30日時点の状況について報告を求めているとか、そういうことはあるのでしょうか。

(事務局)

県の地域機関には、毎月、進捗状況報告というのを提出いただく形になっております。

(委員長)

他によろしいでしょうか。

これで今日の議事は終了したんですが、答申につきまして、先ほどお話ししましたように、市町交付金（基本枠、加算枠）事業については、委員の皆様には再評価をしていただく。それ以外の事業については、事務局の方で修正案を作成して、それを確認していただくということで、いずれもメールでのやりとりをお願いいたします。

それでは、これで事務局の方へお返しいたします。

(事務局)

事務連絡

(閉会)